

# 精神保健福祉手帳のしおり

## 精神保健福祉手帳における各種優遇措置

(令和 元年 1 1 月更新)

### 1 税制上の優遇措置

所得税、住民税、自動車税等について、下記の控除、減免が受けられます。

なお、適用の可否は個別の条件によりますので、詳細は各担当窓口へお問い合わせください。

#### 1) 所得税・市県民税の障害者控除

納税者が障害者本人の場合、またはその配偶者、扶養親族の場合、所得金額から一定の額が控除されます。

(1) 特別障害者控除：手帳 1 級

(2) 障害者控除：手帳 2・3 級

**【窓口】** 税務署（川越）、市役所 税務課 ※所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先も可

#### 2) 同居特別障害者加算・控除（手帳 1 級のみ）

同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者(手帳 1 級)である場合、扶養控除加算され、所得金額から控除されます。

**【窓口】** 税務署（川越）、市役所 税務課 ※所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先も可

#### 3) 郵便貯金、預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）

手帳の交付を受けた方は、金融機関等に手続きすることにより、預貯金の利子にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

**【窓口】** 各金融機関、税務署（川越）

#### 4) 相続税の障害者控除

手帳の交付を受けた方が、相続等により財産を所得し、法定相続人に該当する場合、控除が受けられます。

**【窓口】** 税務署（川越）

#### 5) 贈与税・特別障害者扶養信託契約にかかる贈与税の非課税(1 級のみ)

手帳の 1 級を交付され、信託の受益者になった時は、信託銀行経由で、税務署に申告する事により、その信託受益権の一部の贈与税が非課税になります。

**【窓口】** 税務署（川越）

#### 6) 障害者の非課税限度額

手帳の交付を受けている方で、退職所得を除いた前年の所得が 1 2 5 万円以下の方については、住民税がかかりません。

**【窓口】** 市役所税務課、住民税を給与から特別徴収されている場合は勤務先も可

#### 7) 自動車税・自動車取得税の減免(手帳 1 級かつ自立支援医療<精神通院>を受けている方)

障害者本人が運転する自動車又は、生計を一つにする方がもっぱら障害者のために使用する自動車に係る自動車税・取得税が減免されます。なお、軽自動車については、窓口は市役所税務課（毎年ごとに期限内の手続きが必要）です。

**【窓口】** 自動車税事務所（軽自動車税は市役所 税務課）

## 2 自立支援医療費（精神通院）の支給

手帳を診断書で申請する場合には、自立支援医療（精神通院）を同時に申請でき、その際の自立支援医療の意見書は不要です。【窓口】市役所 障がい福祉課

## 3 後期高齢者（長寿）医療の対象年齢の引下げ（1・2級のみ）

65歳以上で手帳の1・2級を所持する方は、申請により、後期高齢者（長寿）医療の認定を受けることができます。なお、それにより新たに保険料が発生することがあります。事前に窓口でご相談ください。【窓口】市役所 保険年金課

※平成27年1月1日より前に、手帳の1・2級を所持していた方は、後期高齢者医療で認定を受けることで、下記4の助成が受けられる場合があります。

【窓口】市役所 障がい福祉課

## 4 重度心身障害者医療費助成（1級のみ）

65歳未満で手帳の1級を所持される方は、重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付申請により、保険診療自己負担分が助成されます（ただし、精神病床への入院費用は対象外）。【窓口】市役所 障がい福祉課

## 5 生活保護世帯の障害者加算（1・2級のみ）

生活保護世帯で、手帳1・2級の交付を受けた方は保護費の障害者加算の対象となります。【窓口】市役所 福祉課生活保護係

## 6 県営住宅への入居

### 1) 入所者選定の優遇（1・2級のみ）

手帳の交付を受けた方を含む世帯で、収入等一定条件を満たした方は、県営住宅の入居者抽選において当選率が優遇されます。

### 2) 県営住宅の家賃軽減

収入が一定以下の世帯は、県営住宅の家賃の減額を受けられます。

【窓口】埼玉県住宅供給公社

## 7 公の施設等の使用料の減免

手帳の交付を受けている方と介護者(3級で12歳以上の介護者は除く)1人が公の施設を利用する場合、別紙施設等の利用料の減免が受けられます。

【窓口】直接各施設に問合せ(別紙『施設の使用料等の減免施設』参照)

## 8 障害者雇用率の算定

手帳の交付を受けている方は、法定雇用率の対象となります。週20時間以上30時間未満の短縮労働も0.5人分として雇用率に含まれます。また、ハローワークの専門窓口で相談することができます。

【問合わせ先】ハローワーク、市役所 障がい者就労支援センター

## 9 携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話各社の割引制度を利用することができます。【窓口】各携帯電話会社

## 10 NTT番号案内（104番）料金の免除（ふれあい案内）

NTTに事前登録をする事により、電話番号案内料が無料になります。

【窓口】NTT ※問い合わせ：0120-104174(通話料無料)

## 11 NHK放送受信料の免除

世帯構成員全員が非課税の場合は全額免除。手帳1級で障害者自身が世帯主である場合は半額免除が受けられます。

【窓口】NHK（市役所障がい福祉課で証明書申請が必要です）

## 12 災害時要援護者登録制度（1級）【窓口】市役所 福祉課

### 13 日本国内線航空運賃の割引について

運賃について、割引があります。搭乗日当日に有効期限内の手帳の方が対象

【窓口】各航空会社

### 14 市立自転車駐車場の使用料減免

市立自転車駐車場を定期利用する場合に限り、本来の使用料の5割に相当する額を減免します。

【窓口】各自転車駐車場

～以下の申請・問い合わせ窓口は全て障がい福祉課です。～

#### 1 精神保健福祉手帳診断書料の補助

手帳の交付に要する診断書の作成にかかる費用を、申請することにより上限5,000円まで補助が受けられます。

#### 2 富士見市内循環バス(ふれあいバス)利用料免除

『富士見市内循環バス特別乗車証』を提示することにより、乗車賃が無料になります。また、同乗の介護者も1人まで免除対象となります。

#### 3 在宅重度心身障害者手当(1級のみ)

65歳未満で手帳1級の在宅生活者が住民税非課税の場合、月額5,000円が支給対象となります。\*65歳以上で新たに手帳を取得された方は対象となりません。また、特別障害者手当受給者や、施設入所中の方も受給できません。

#### 4 運転免許取得の補助

就労・就職のために運転免許を取得する場合、教習所で要した費用の一部を補助します(所得制限有)。\*埼玉県運転免許センター適性相談室にて適性相談も受けておりますので、必要に応じてご利用ください。→TEL. 048-543-2001

#### 5-1 福祉タクシーの利用料金の補助(自動車燃料費の助成とどちらか選択)

手帳の1・2級の方は申請により、タクシー利用料金の一部を市が助成します。毎年ごとに利用券交付を受けてください(利用は県内のタクシー会社に限りです)。

#### 5-2 自動車燃料費の助成(福祉タクシー利用券とどちらか選択)

手帳の1・2級の交付を受けた方は申請することにより、自動車燃料費の一部を補助します。助成を受ける場合には、毎年ごとに事前登録をして下さい。

#### 6 障害者総合支援法のサービス(介護給付・訓練等給付)利用

日常生活に支障がある方や就労支援を希望する方が、居宅介護を利用し、掃除・炊事・洗濯などのサービスを受けたり、就労訓練などを利用することができます。

<有効期限に関するご注意>

手帳の有効期限は 2 年間です。継続利用される方は期限に注意し、更新申請を行ってください。有効期限の 3 ヶ月前から手続きが可能です。プライバシー保護の観点から、更新時期に都度のお知らせはしておりませんので、ご注意ください。

<参考>

障害年金 別制度のため各窓口での別途のご申請(相談)が必要となります。支給条件がありますので、担当機関にご連絡相談ください。

(1) 障害基礎年金【窓口】市役所 保険年金課

(2) 障害厚生年金【窓口】(川越)年金事務所

\* ご勤務先等によっては窓口が異なる場合もあります。

<問い合わせ>

富士見市 障がい福祉課

富士見市大字鶴馬 1800-1

Tel 049-251-2711 (内線 327・335)